

首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋(下部工)東工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
4	はく落防止対策工A	表面保護工は別途発注工事(上部工)と考えてよろしいでしょうか。	12月21日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 表面保護工は別途発注工事(上部工)とお考えください。
5	構造物掘削 特殊部における掘削土の搬出について	構造物掘削にて発生した掘削土は、全て実穀ストックヤードに搬出し、埋戻しは基礎杭の掘削で仮置きした高架下の土砂を使用するのでしょうか。	12月21日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 特記仕様書24-2-2及び24-12-2に示すとおりです。